

市町村教育委員会に派遣する非常勤職員の任用等に関する要綱

最終改正 令和2年3月31日教第555号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）の教育の円滑な実施を図るため、宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会の求めに応じて、当該市町村教育委員会に派遣する非常勤の職員（初任者研修に係る派遣職員を除く。以下「非常勤職員」という。）の任用その他の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(非常勤職員)

第2条 この要綱において、非常勤職員とは次のいずれかに掲げる職員をいう。

- (1) 小学校等において、教科の一部の領域を担当させるために任用する職員（現に正規の教育職員として任用されていない者に限る。）
- (2) 小学校等において、体育実技を担当する女子教諭（臨時的任用の常勤の講師を含む。以下同じ。）が妊娠し、体育実技指導を行うことが困難であると認められる場合に、当該体育実技指導を補助するために任用する職員
- (3) 小学校等において、児童生徒の悩みや不安等の解消に資するために任用する職員
- (4) 小学校等において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定により育児短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の業務を処理するために任用する職員
- (5) 小学校等において、生徒指導の充実に資するために任用する職員
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に基づく休職（宮城県人事委員会規則8-6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）別表第2の2に掲げる疾病による場合に限る。）から復帰した職員の業務を支援するために任用する職員

(派遣の申請)

第3条 市町村教育委員会は、前条に規定する非常勤職員の派遣を受けようとするときは、原則として派遣日の20日前までに、様式第1号の非常勤職員派遣申請書により県教育委員会に申請しなければならない。この場合において、非常勤職員の区分に応じ、次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 前条第1号に規定する職員

校長から提出された非常勤講師配当申請書及び添付書類の写し並びに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する授与権者への届出（以下「無免許非常勤講師の届出」という。）を必要とする場合は、当該届出に係る必要書類

- (2) 前条第2号から第6号までに規定する職員

校長から提出された非常勤講師配当申請書及び添付書類の写し

- 2 前項の非常勤職員派遣申請書は、当該教育委員会が所在する市町村を所管区域としている教育事務所長（以下単に「教育事務所長」という。）に提出するものとする。

(派遣の決定)

第4条 教育事務所長は、前条の非常勤職員派遣申請書を受理したときは、審査の上、派遣が必要と認められる場合に職員を派遣することとし、様式第2号の非常勤職員派遣決

定通知書により当該市町村教育委員会に通知するものとする。

- 2 教育事務所長は、前項の規定により非常勤職員の派遣を決定する場合には、当該非常勤職員の派遣期間、担当する教科、授業時間等の調整を行うことができるものとする。

(非常勤職員の資格)

第5条 非常勤職員は、次のいずれにも該当する者（第2条第3号又は第5号に規定する職員を除く。）で、かつ、地方公務員法第16条各号に該当しない者でなければならない。

- (1) 教育職員免許法に基づく各相当学校の教員の相当免許状を有する者。ただし、第2条第1号に規定する職員を除く。
- (2) 教育職員として識見を有する者
- (3) 心身ともに健康な者

(任用)

第6条 教育事務所長は、第2条に規定する非常勤職員の区分に応じ、別表に定める事由が生じたと認められる場合に、同表に定める期間を限度として、非常勤職員の任用を決定するものとする。

- 2 前項の規定により非常勤職員の任用を決定する場合には、あらかじめ非常勤職員を希望する者に次に掲げる書類を提出させなければならない。ただし、現に県教育委員会に任用されている者については省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 教育職員免許法による免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書（第2条第3号又は第5号に規定する職員を除く。）
- (3) 健康診断書

- 3 非常勤職員の任用及び派遣は、様式第3号の辞令を交付して行うものとする。
- 4 前項の規定により非常勤職員を任用したときは、任用する非常勤職員から服務宣誓書を提出させるものとする。
- 5 教育事務所長は、第3項の規定により辞令を交付したときは、速やかに様式第4号の非常勤職員派遣報告書により県教育委員会に報告しなければならない。
- 6 前項の非常勤職員派遣報告書は、教職員課長に報告するものとする。

(身分)

第7条 非常勤職員は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。

(報酬等)

第8条 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、別に定める。

(勤務時間)

第9条 非常勤職員の勤務時間は、県教育委員会が別に定める時間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員の勤務時間（現に県教育委員会に任用されている者にあつては、合算した勤務時間とする。）は、1週間につき正規職員の勤務時間の4分の3以内とし、かつ、1日の勤務時間は7時間45分以内とする。
- 3 非常勤職員の勤務日における休憩時間の取扱いについては、県費負担教職員の例によるものとする。
- 4 非常勤職員の勤務時間の割振りは、第4条第1項の非常勤職員派遣決定通知書の記載

内容に基づき市町村教育委員会が定めるものとする。

(服務)

第10条 派遣された非常勤職員の服務については、市町村教育委員会が監督する。

(公務災害)

第11条 非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害の補償に関しては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるものとする。

(退職等)

第12条 この要綱に定めるもののほか、非常勤職員の退職、免職その他身分に関する取扱いについては、初任者研修に係る派遣職員の例による。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日学第417号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日学第455号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日学第40号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月1日）

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月1日）

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月2日教第24号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日教第579号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日教第762号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月20日教第147号）

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日教第353号）

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日教第491号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教第655号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日教第776号）
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日教第1087号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日教第421号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日教第476号）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教第558号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日教第555号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	事 由	任 用 期 間
第2条第1号に規定する職員	小学校等において、正規の教育職員でない者を活用しようとする場合	一会計年度内で県教育委員会が認める期間
第2条第2号に規定する職員	<p>小学校等が、次のいずれかに該当し、かつ、当該学校の運営努力にかかわらず教育指導に支障が生じると認められる場合</p> <p>(1) 小学校及び義務教育学校の前期課程において、複数の女子教諭が妊娠したとき。</p> <p>(2) 学級担任以外の教諭が配置されていない小学校及び義務教育学校の前期課程において女子教諭が妊娠したとき。</p> <p>(3) 中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程において、体育を担当する女子教諭が妊娠したとき。</p> <p>(4) 小学校及び義務教育学校の前期課程において、学級担任以外の教諭が負傷若しくは疾病又は妊娠により、妊娠女子教諭の体育実技指導を補助できないとき。ただし、当該教諭の代替講師が任用されている場合を除く。</p> <p>(5) 小学校及び義務教育学校の前期課程において、学級担任以外の教諭が長期間の研修等に参加しているときに、女子教諭が妊娠したとき（妊娠女子教諭がいる場合で、学級担任以外の教諭が長期間の研修に参加するとき等を含む）。ただし、当該教諭の代替講師が任用されている場合を除く。</p> <p>(6) 文部科学省又は県教育委員会の研究指定校において女子教諭が妊娠したとき。</p>	<p>一会計年度のうち次に掲げる期間内で県教育委員会が必要と認める期間。ただし、1月を下限とする。</p> <p>妊娠した女子教諭が産前休暇に入るまでの期間のうち重複する妊娠期間（重複する妊娠期間が1月未満の場合にあっては、当該期間を含む1月とする。）</p> <p>妊娠した女子教諭が産前休暇に入るまでの期間</p> <p>妊娠した女子教諭が産前休暇に入るまでの期間</p> <p>妊娠した女子教諭が産前休暇に入るまでの期間</p> <p>妊娠した女子教諭が産前休暇に入るまでの期間（研修等の期間が1月未満の場合にあっては、当該期間を含む1月とする。）</p> <p>妊娠した女子教諭が産前休暇に入るまでの期間</p>
第2条第3号に規定する職員	小学校等において、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者を活用しようとする場合	一会計年度内で県教育委員会が認める期間

第2条第4号に規定する職員	小学校等において、育児短時間勤務をする職員がいる場合で、かつ、当該学校の運営努力にかかわらず当該教諭がすることのできなくなる業務を処理する必要がある場合	一会計年度のうち育児短時間勤務の期間で県教育委員会が認める期間
第2条第5号に規定する職員	小学校等において、生徒指導の充実に資するため、正規の教育職員でない者を活用しようとする場合	一会計年度内で県教育委員会が認める期間
第2条第6号に規定する職員	小学校等において、精神又は神経に係る疾病による休職から復帰した職員の業務を支援する必要がある場合	一会計年度のうち4週を超えない期間で県教育委員会が認める期間

[別記]

市町村教育委員会に派遣する非常勤職員の任用等に関する要綱の運用について

1 報酬（第8条関係）

非常勤職員の報酬は、時間額で支給する。

ただし、第2条第5号に規定する職員の報酬は月額で支給する。

さらに、該当者には通勤手当相当の報酬を支給する。1時間当たりの報酬額及び通勤手当相当の費用弁償の額並びに支給方法は、初任者研修にかかる派遣職員の例による。

2 勤務時間（第9条関係）

(1) 第2条第1号に規定する職員

調査研究校1校につき1週間当たり3日以内とし、かつ、1日2時間以内程度とする。

(2) 第2条第2号に規定する職員

妊娠した女子教諭の妊娠期間（複数の女子教諭が妊娠した場合に任用される職員にあっては当該重複期間。）中における日を単位とした体育の授業時数に対応する時間とする。

(3) 第2条第3号に規定する職員

調査研究校をスクールカウンセラー1名が担当する場合は、1週間当たり8時間、年間35週とし、2名で担当する場合は1週間当たり各4時間とし、併せて年間35週とする。

(4) 第2条第4号に規定する職員

1週間当たりの勤務時間は、38時間45分から育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を減じて得た時間の範囲内とし、業務の引継ぎ等のために必要と認められる最小限の時間を除き、育児短時間勤務職員の勤務時間と重複しない時間に割り振るものとする。

(5) 第2条第5号に規定する職員

1週間当たりの勤務時間は29時間以内とし、かつ、1日の勤務時間は7時間15分以内とする。

(6) 第2条第6号に規定する職員

1週間当たりの勤務時間は10時間以内とし、かつ、1日の勤務時間は4時間以内とする。

3 第2条第1号に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程での教科音楽、図画工作、家庭及び体育とする。